

貯金規定の一部改正について

当組合では、振り込め詐欺、ヤミ金融事犯（出資法違反）、利殖勧誘事犯（未公開株等の取引勧誘）等（以下、「犯罪利用口座」といいます）、犯罪に利用される懸念のある口座開設の未然防止、犯罪に利用された（その疑いが強い場合を含む）口座の排除や反社会的勢力との取引排除を進めております。

今般、犯罪利用口座の排除や反社会的勢力との取引排除を有効に行えるよう、以下のとおり貯金規定に強制解約条項及び暴力団排除条項を追加し、平成27年5月1日より改正することといたします。

当組合では、今後とも犯罪利用口座の排除や反社会的勢力との取引排除に努めてまいります。

1. 犯罪利用口座に対する強制解約条項の追加

【対象となる貯金規定】

- ① 総合口座取引規定
- ② 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ③ 普通貯金規定
- ④ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑤ 納税準備貯金規定
- ⑥ 貯蓄貯金規定
- ⑦ 出資予約貯金規定

【改正内容】

これまで、次の①～③の一つでも該当した場合には、当組合は貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより貯金口座を解約することとしておりました。今回、④の要件を加え、犯罪利用口座の排除を促進していくこととなりました。

- ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合
- ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

2. 暴力団排除条項の導入

【対象となる貯金規定】

- ① 納税準備貯金規定
- ② 貯蓄貯金規定
- ③ 出資予約貯金規定

【改正内容】

暴力団排除条項の導入により、次の①～③の一つでも該当した場合には、当組合は貯金口座の開設をお断りするものとします。また、次の①～③の一つでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は貯金取引を停止し、または貯金者に通知することにより貯金口座を解約することとなります。

① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A 暴力団

B 暴力団員

C 暴力団準構成員

D 暴力団関係企業

E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他前各号に準ずる者

③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為

E その他前各号に準ずる行為

3. その他所要の改正

【対象となる貯金規定】

- ① 総合口座取引規定
- ② 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ③ 普通貯金規定
- ④ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑤ 納税準備貯金規定
- ⑥ 貯蓄貯金規定
- ⑦ 出資予約貯金規定

【改正内容】

別紙「貯金規定 新旧対照表」をご参照下さい。

※ 改正後の貯金規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

貯金規定 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) ~13. (即時支払) (省略)</p> <p>14. (解約等) (1) ~ (2) (省略) (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が第16条第1項に違反した場合 ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ <u>①~③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>15. (差引計算等) ~18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第14条第5項に基づく期間 <u>(削除)</u> その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">総合口座取引規定</p> <p>1. (総合口座取引) ~13. (即時支払) (省略)</p> <p>14. (解約等) (1) ~ (2) (省略) (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が第16条第1項に違反した場合 ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(追加)</u></p> <p>(4) ~ (6) (省略)</p> <p>15. (差引計算等) ~18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (省略)</p> <p>19. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第14条第5項に基づく期間・<u>金額</u>その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1.（総合口座取引）～11.（印鑑照合等） （省略）</p> <p>12.（盗難通帳による払戻し等） (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する<u>（削除）</u>手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること ② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する<u>（削除）</u>手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) （省略）</p> <p>13.（即時支払） （省略）</p> <p>14.（解約等） (1)～(2) （省略） (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思</p>	<p style="text-align: center;">総合口座（普通貯金無利息型）取引規定</p> <p>1.（総合口座取引）～11.（印鑑照合等） （省略）</p> <p>12.（盗難通帳による払戻し等） (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する<u>約定利息ならびに</u>手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること ② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが貯金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむをえない事情があることを貯金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する<u>約定利息ならびに</u>手数料に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、貯金者に過失（重過失を除く。）があることを当組合が証明した場合は、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(7) （省略）</p> <p>13.（即時支払） （省略）</p> <p>14.（解約等） (1)～(2) （省略） (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思</p>

(改正後)	(改正前)
<p>によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第 16 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p>	<p>によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が第 16 条第 1 項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p>
<p>15. (差引計算等)～18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p>15. (差引計算等)～18. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>
<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第 14 条第 5 項に基づく期間 <u>(削除)</u> その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>19. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第 14 条第 5 項に基づく期間・<u>金額</u> その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) <u>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)～7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p>8. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</u> (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>直ちに書面によって</u>当店に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>9. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>10. (盗難通帳による払戻し等) (省略)</p> <p>11. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>12. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) <u>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</u> (2) <u>この貯金を当店以外の店舗で払戻す場合の払戻限度額は当組合が定めた範囲内とします。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)～7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第13条から 移記</p> <p>8. (印鑑照合等) (省略)</p> <p>9. (盗難通帳による払戻し等) (省略)</p> <p>10. (譲渡、質入れ等の禁止) (省略)</p> <p>11. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約</p>

(改正後)	(改正前)
<p>されたものとして。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>されたものとして。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p><u>13. (通知等)</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>12. (通知等)</u></p> <p>(省略)</p>
<p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p><u>13. (成年後見人等の届出)</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>(追加)</u> 当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>
<p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第12条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第11条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成27年5月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

第8条へ
移記

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1.（取扱店の範囲） <u>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>2.（証券類の受入れ）～7.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (省略)</p> <p>8.（成年後見人等の届出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>直ちに書面によって</u>当店に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>9.（印鑑照合等） (省略)</p> <p>10.（盗難通帳による払戻し等） (省略)</p> <p>11.（譲渡、質入れ等の禁止） (省略)</p> <p>12.（解約等） (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に</p>	<p style="text-align: center;">普通貯金無利息型（決済用）規定</p> <p>1.（取扱店の範囲） (1) この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 (2) この貯金を当店以外の店舗で払戻す場合の払戻限度額は当組合が定めた範囲内とします。</p> <p>2.（証券類の受入れ）～7.（届出事項の変更、通帳の再発行等） (省略)</p> <p style="text-align: center;">第13条から 移記</p> <p>8.（印鑑照合等） (省略)</p> <p>9.（盗難通帳による払戻し等） (省略)</p> <p>10.（譲渡、質入れ等の禁止） (省略)</p> <p>11.（解約等） (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に</p>

(改正後)	(改正前)
<p>解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
<p><u>13. (通知等)</u></p> <p>(省略)</p>	<p><u>12. (通知等)</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>13. (成年後見人等の届出)</u></p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>(追加)</u> 当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>
<p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第12条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>15. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第11条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成27年5月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>(追加)</u></p>

第8条へ
移記

(改正後)	(改正前)
納税準備貯金規定	納税準備貯金規定
<p>1. (貯金の目的、預入れ) この貯金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、<u>当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れができます。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)～5. (貯金の払戻し) (省略)</p> <p>6. (利息) (1) (省略) (2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払戻した場合および第 13 条第 3 項の規定によりこの貯金を解約した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。 (3)～(4) (省略)</p> <p>7. (納税貯蓄組合法による特例)～8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p>9. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前 2 項と同様に、当店に届出てください。 (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>直ちに書面によって当店に届出</u>てください。 (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>10. (印鑑照合等) (省略)</p>	<p>1. (貯金の目的、預入れ) この貯金は、国税または地方税（以下「租税」という。）納付の準備のためのもので、<u>いつでも預入れ</u>ができます。</p> <p>2. (証券類の受入れ)～5. (貯金の払戻し) (省略)</p> <p>6. (利息) (1) (省略) (2) 租税納付以外の目的でこの貯金を払戻した場合 <u>(追加)</u>、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通貯金の利率によって計算します。 (3)～(4) (省略)</p> <p>7. (納税貯蓄組合法による特例)～8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 13 条から 移記</p> <p>9. (印鑑照合等) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>11. (盗難通帳による払戻し等) (省略)</p>	<p>10. (盗難通帳による払戻し等) (省略)</p>
<p>12. (譲渡、質入れ等の禁止) (1) この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。 (2) (省略)</p>	<p>11. (譲渡、質入れ(追加)の禁止) (1) この貯金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。 (2) (省略)</p>
<p>13. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合 ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 ④ ①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合 (3) この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。 ① 貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前各号に準ずる者 ③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p>	<p>12. (解約等) (1) (省略) (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合 ③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (追加)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>D <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u></p> <p>E <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続される時は貯金口座が変更されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">第9条へ 移記</p> <p>14. (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を<u>発送</u>した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) <u>この貯金は、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) <u>相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</u> ①～③ (省略)</p> <p>(3) <u>相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u></p>	<p>(3) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続される時は貯金口座が変更されることがあります。</p> <p>13. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>(追加)</u> 当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>14. (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を<u>発行</u>した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) <u>この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</u></p> <p>(2) <u>前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</u> ①～③ (省略)</p> <p>(3) <u>第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</u> ① <u>この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</u> ② <u>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>(4) <u>(削除)</u> 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第 <u>13</u> 条第 <u>4</u> 項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(平成27年5月1日現在)</u></p>	<p><u>合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>第1項</u>により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> <p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第 <u>12</u> 条第 <u>3</u> 項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) <u>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しの際の1回および1日あたりの限度額は、当組合所定の金額の範囲内とします。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)～5. (貯金の払戻し) (省略)</p> <p>6. (自動支払い等) この貯金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この貯金口座を給与、年金、<u>配当金および公社債元利金</u>の自動受取口座として指定することはできません。</p> <p>7. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎日の最終残高に応じた店頭表示の<u>各々の金額階層</u>の貯蓄貯金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p>9. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。 (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。 (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>直ちに書面によって</u>当店に届出てください。 (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>10. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違</p>	<p style="text-align: center;">貯蓄貯金規定</p> <p>1. (取扱店の範囲) (1) <u>この貯金は、当店のほか当組合のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</u> (2) <u>この貯金を当店以外の店舗で払戻す場合の払戻限度額は当組合が定めた範囲内とします。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ)～5. (貯金の払戻し) (省略)</p> <p>6. (自動支払い等) この貯金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この貯金口座を給与、年金<u>および配当金</u>の自動受取口座として指定することはできません。</p> <p>7. (利息) この貯金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を1円として、毎日の最終残高に応じた店頭表示の<u>(追加)</u>貯蓄貯金利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当組合所定の日に、この貯金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第14条から 移記</p> <p>9. (印鑑照合等) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違</p>

(改正後)	(改正前)
<p>ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、<u>(削除)</u>盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>	<p>ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、<u>貯金者が個人である場合には</u>、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</p>
<p>11. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) <u>(削除)</u>盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p>② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)～(7) (省略)</p>	<p>10. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p>(1) <u>貯金者が個人の場合であって</u>、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p>② 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)～(7) (省略)</p>
<p>12. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(省略)</p>	<p>11. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(省略)</p>
<p>13. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) <u>この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>① <u>貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p>	<p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>② 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団</p> <p>B 暴力団員</p> <p>C 暴力団準構成員</p> <p>D 暴力団関係企業</p> <p>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A 暴力的な要求行為</p> <p>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E その他前各号に準ずる行為</p> <p>(4) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p>	<p>(3) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p>
<p>14. (通知等)</p> <p>(省略)</p>	<p>13. (通知等)</p> <p>(省略)</p>
<p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p>14. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、(追加) 当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>
<p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>	<p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺)</p> <p>(省略)</p>

第9条へ
移記

(改正後)	(改正前)
<p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第13条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(平成27年5月1日現在)</u></p>	<p>16. (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項および前記第12条第3項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p style="text-align: center;">出資予約貯金規定</p> <p>1. (貯金の目的、預入れ) <u>この貯金は当組合に対する出資金払込みの準備のためのもので、当店でいつでも預入れができます。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、<u>出資配当金および特別配当金からの振替預入れのほか、現金、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの</u> (以下「証券類」という。)を受入れます。 (2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. (振込金の受入れ) ~ 4. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>5. (貯金の払戻し) (1) <u>この貯金は、原則として当組合の出資金払込みのために振替えるときに限り払戻しができます。ただし、組合から脱退する場合、または災害その他の事由で当組合がやむをえないと認めたときは、出資金払込み以外の目的でも払戻しができます。</u> (2) <u>この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。なお、当組合が定める一定の時期に出資一口当りの単位金額以上の残高に達している口座について、払戻請求書と通帳の提出を省略して振替えます。</u> (3) <u>前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>(削除)</p> <p>6. (利息) (省略)</p> <p>7. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">出資予約貯金規定</p> <p>1. (貯金の目的、預入れ) <u>この貯金は当組合への出資の増口または新規に加入する場合の出資の払込に充当するためのもので、いつでも預入れができます。</u></p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、<u>現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの</u> (以下「証券類」という。)を受入れます。 (2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. (振込金の受入れ) ~ 4. (受入証券類の決済、不渡り) (省略)</p> <p>5. (貯金の払戻し) <u>この貯金は予約出資の払込に充当する場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当組合がやむを得ないと認めたときは出資払込充当以外の目的でも払戻しができます。</u> <u>この場合、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。加えて、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p>6. (出資振替) <u>この貯金の残高が出資一口の払込金額以上となったときは当組合で所定の時期に出資金に振替え、出資証券を発行します。</u></p> <p>7. (利息) (省略)</p> <p>8. (届出事項の変更、通帳の再発行等) (省略)</p>

(改正後)	(改正前)
<p>8. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、</u>当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、<u>直ちに書面によって</u>当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>第13条から 移記</p>
<p>9. (印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>9. (印鑑照合等)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>10. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>10. (盗難通帳による払戻し等)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>
<p>11. (譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) <u>この貯金、貯金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</u></p> <p>(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。</p>	<p>11. (譲渡、質入れ(追加)の禁止)</p> <p>(1) <u>この貯金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。</u></p> <p>(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。</p>
<p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>①～③の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合</u></p> <p>(3) <u>この貯金口座は、第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、</u></p>	<p>12. (解約等)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この貯金の貯金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>③ この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)	(改正前)
<p>当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。</p> <p>① <u>貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>② <u>貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A <u>暴力団</u></p> <p>B <u>暴力団員</u></p> <p>C <u>暴力団準構成員</u></p> <p>D <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ <u>貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u></p> <p>A <u>暴力的な要求行為</u></p> <p>B <u>法的な責任を超えた不当な要求行為</u></p> <p>C <u>取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u></p> <p>D <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</u></p> <p>E <u>その他前各号に準ずる行為</u></p> <p>(4) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(5) 前3項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p>	<p>(3) この貯金が、当組合が別途表示する一定の期間貯金者による利用がない場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前2項により、この貯金口座が解約され残高がある場合、またはこの貯金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また貯金取引が継続されるときは貯金口座が変更されることがあります。</p>
<p>第8条へ 移記</p>	<p>13. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、当店に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、(追加)当店に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>

(改正後)	(改正前)
<p>13. (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を<u>発送</u>した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>14. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) この貯金は、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) <u>相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</u> ①～③ (省略)</p> <p>(3) <u>相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>(削除) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p>15. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第12条第4項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (平成27年5月1日現在)</p>	<p>14. (通知等) 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を<u>発行</u>した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>15. (保険事故発生時における貯金者からの相殺) (1) この貯金は、満期日が未到来であっても、当組合に農水産業協同組合貯金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この貯金に、貯金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で貯金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) <u>前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。</u> ①～③ (省略)</p> <p>(3) <u>第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。</u> ① <u>この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</u> ② <u>借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</u></p> <p>16. (規定の変更等) (1) この規定の各条項および前記第12条第3項にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他の相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (追加)</p>